

意見招請実施要領

件名：TSUBASA スタートアップ連携調査（情報収集・確認調査）

2022年7月15日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

独立行政法人国際協力機構では、「TSUBASA スタートアップ連携調査（情報収集・確認調査）」に係る業務について、随意契約の企画競争により、業務委託先を選定する予定です。

つきましては、現在検討を行っている添付の業務仕様書（案）等を公表し、同案に対する意見を募集することとしましたので、下記要領により業務仕様書（案）等に対するご意見をお寄せください。

1 意見提出先

独立行政法人国際協力機構 調達・派遣業務部契約第三課
電子メールアドレス e_sanka@jica.go.jp

2 意見提出期限

2022年7月25日（月）正午（必着のこと）

3 意見提出方法

「意見提出フォーマット」※に記入のうえ、上記2の提出期限までに、上記1の電子メールアドレス宛に、電子データ（エクセル形式）でのご提出をお願いいたします。

メールタイトル：「意見提出（社名）：TSUBASA スタートアップ連携調査（情報収集・確認調査）」

※「意見提出フォーマット」の用紙については、当機構ホームページ

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html

に掲載された様式のうち、「質問書」（エクセル形式）を適宜修正して作成願います。

4 ご意見への回答時期

期限までにご提出いただきました意見の回答を、2022年7月29日（金）を目途に、次のとおり閲覧に供します。

国際協力機構ホームページ (<http://www.jica.go.jp>)

→「調達情報」

→「公告・公示情報（選定結果）」

→「国内向け物品・役務等 公告（2022年度）」

（ <https://www.jica.go.jp/chotatsu/buppin/koji2022.html> ）

以 上

別紙1：業務仕様書（案）

別紙2：プロポーザルの作成要領（案）

別紙3：見積書作成及び支払について（案）

業務仕様書（案）

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」又は「発注者」）が実施する「TSUBASA スタートアップ連携調査（情報収集・確認調査）」に関する業務の内容を示すものである。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施する。

1. 業務の背景

（1）中南米・カリブ地域におけるスタートアップ・エコシステムの状況・課題

中南米・カリブ地域（以下「当該地域」又は「LAC」）では近年、急速にスタートアップ・エコシステムが活性化してきている。2020年には当該地域全体の経済活動はコロナ禍によって落ち込んだ一方、スタートアップ投資は堅調に推移し、2021年度上期時点でのベンチャーキャピタル投資額は64億米ドルと過去最高を記録し、100万米ドル以上を調達したスタートアップの数も過去を上回る実績を記録している¹。

当該地域でのスタートアップを取り巻く環境を生かし、日本のスタートアップ企業が当該地域の開発協力に参加できる環境を形成すべく、JICAは2021年度、米州開発銀行グループのイノベーション・ラボであるIDB Lab²と共に、当該地域でSDGsに貢献するアイデアやビジネスモデルを持つ、国内のイノベティブなソリューションホルダーに向けた支援プログラム「TSUBASA」³をスタートさせた。この取組の結果、8社の良質な日本のスタートアップ⁴が発掘され、JICAが開発協力の文脈においてスタートアップと連携を行うための様々な課題・教訓を得ることができた。しかしながら、この取組は非常に限定的な期間と体制において、新たなチャレンジとして試行実施されたことから、未だ十分に実践的かつ網羅的にスタートアップとの連携可能性を整理しきれたとは言えない。

引き続き、当該地域における開発課題の解決に資する日本のイノベティブなソリューションの更なる発掘、そして、当該地域におけるJICAの活動にイノベーションをいかに有効活用・導入できるかが、これからの当該地域の開発協力において優先度の高い課題となっている。

¹ 出典: JICA「中南米・カリブ地域スタートアップ企業連携に係る情報収集・確認調査」(2022年3月)

² IDBグループの、多数国間投資基金(Multilateral Investment Fund: MIF)の通称

³ Transformational Start Ups` Business Acceleration for the SDGs Agenda の略称

⁴ うち、6社は、IDB Labが実証支援を検討中。(2022年5月現在)

（２）我が国及び JICA の協力方針等と本業務の位置づけ

2018 年 6 月、経済産業省は日本のスタートアップ育成の新施策として官民連携によるスタートアップ集中支援プログラム「J-Startup」を始動し、グローバルに活躍する日本のスタートアップを創出することを目指している。また、2020 年 7 月には JICA を含む政府系 9 機関間により、スタートアップ支援機関連携協定（通称「PLUS」⁵）を創設し、技術シーズを活かして事業化などに取り組むスタートアップや、創業を目指す研究者・アントレプレナーなどの人材を継続的に連携して支援していく事としている。同時期に内閣府においては「Beyond Limits. Unlock Our Potential. 世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略⁶」に係るスタートアップ・エコシステム拠点都市を選定し、現在各拠点においてコンソーシアムによる具体的環境づくりが進められている。更に、2022 年 6 月 7 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」(骨太方針 2022)⁷では、岸田政権が掲げる新しい資本主義の実現に向け、人、科学技術・イノベーション、スタートアップ、グリーン、デジタルへの重点投資や、民間による社会的価値の創造を通じた社会課題の解決に向けた取組が示された。

JICA は企業の技術やノウハウを活かした海外ビジネスのサポートを行うと共に、スタートアップによるイノベーションを通じた途上国の開発促進に貢献することが期待されている。2022 年度からは民間連携事業における制度改編も進み、またグローバル・アジェンダの設定も進められたことから、よりスタートアップと連携し開発効果を高める仕組みの導入が期待されている。本取組はこれらの動きを中南米・カリブ地域に展開するものと位置づけられている。

（３）他の援助機関等の対応

国際開発金融機関の中では、IDB Lab は特に先駆的にイノベーション創出及び開発への導入のための挑戦を進めている。2020 年も Silver Economy Challenge など、オープンイノベーションチャレンジ（以下、「OIC」）を実施し、またその先にスタートアップの成長ステージに合わせた Financing Tool を擁しており、中南米・カリブ地域では実績が抜きん出た存在である⁸。

なお、新興国側にも海外スタートアップを自国の発展のためにサポートするプログラムを用意する動きが活発化してきており、2022 年からはブラジルにおいて日本を含む 3 か国を対象とした ScaleUp in Brazil がブラジル貿易投資振興局（Apex Brasil）に

⁵ Platform for unified support for startups の略称。

https://www.jica.go.jp/press/2020/ku57pq00002mbhz5-att/kyodo_release.pdf

⁶ <https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/ecosystem/index.html>

⁷ <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2022/decision0607.html>

⁸ 2021 年 3 月 24 日、JICA は米州開発銀行グループと、中南米・カリブ地域の経済回復及び社会包摂協力を目指すパートナーシップ拡大に関する覚書に署名した。https://www.jica.go.jp/press/2020/20210324_30.html

よって開始されている。

2. 業務の目的

本調査では、中南米・カリブ地域における開発課題の解決に資する良質な日本のイノベーティブなソリューションホルダー⁹を、如何に広範かつ迅速・定期的に発掘し、それら企業が効果的・継続的に当該地域の開発協力の効果向上に貢献していくことを、TSUBASA という仕組みを通じて実現できるか、IDB Lab の知見も活用しながら検討する事を目的にしている。

なお、調査にあたっては、ファーストトライアルとして 2021 年度に実施した TSUBASA プログラム(以下、「TSUBASA2021¹⁰」)の経験を前提に、対象企業のすそ野拡大を実現するため、上記 1.(2)で示したような各種国内ステークホルダーとの戦略的な連携を模索することや、JICA 自身が保有するネットワークの最大活用を促すための仕組み・体制づくりについて実現可能な方策を積極的に導入する。また、より多くの検証事例を得ること、さらに幅広い教訓を得るため、後述する全 3 期の契約期間を通じて 3 回の OIC の実施を確保する。加えて、JICA 中南米部や関連部門及び IDB Lab とともに、全契約期間中の定期的な意見交換や、第 3 期終盤における調査期間全体の振り返りを行い、その調査結果を踏まえた JICA への提言を行う。

3. 履行期間（予定）

本業務は、以下の 3 つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- 第 1 期: 2022 年 10 月～2023 年 12 月(15 か月間) ※今次契約期間
- 第 2 期: 2023 年度～2024 年度(15 か月間) (予定)¹¹
- 第 3 期: 2024 年度～2025 年度(18 か月間) (予定)¹²

第 2 期・第 3 期以降については、前期の契約期間中或いは終了時点において、当期契約期間の業務内容の変更の有無等について発注者が受注者へ指示し、原則、契約交渉を経て契約書を締結することとする。後述の通り、第 3 期終了時に、最終成果物として全 3 期間の調査を通じたファイナル・レポートをご提出頂く。なお、当ファイナル・レポートに係る業務を除いては、第 2 期・第 3 期の業務内容は第 1 期と同様、業務量も概ね第 1 期と同等程度を想定するが、双方とも現時点では未確定であり、前期の調査が完了するまでに決定する。

⁹ 途上国開発の文脈では十分に事業戦略を描けていない状態の企業であるが、中南米・カリブ地域において、TSUBASA の介入によってそのアイデアが生かせる可能性のある企業を指す。

¹⁰ 昨年度活度の概要は、JICA-TSUBASA サイト(<https://www.jica.go.jp/regions/america/tsubasa/index.html>)を参照の事。

¹¹ 第 1 期目の進捗状況を見て、契約開始時期を判断する。現時点では、2023 年 9 月からの契約開始を想定。

¹² 第 2 期目の進捗状況を見て、契約開始時期を判断する。現時点では、2024 年 8 月からの契約開始を想定。

主要な業務内容と報告書提出時期（年度は JICA 会計年度に基づく）

	業務内容	FY2022			FY2023					FY2024					FY2025											
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
第1期	契約締結																									
	職域作成																									
	国内エコシステム連携・国内企業のソーシング																									
	第1期 キックオフイベント開催																									
	第1期 OIC実施(公募書類審査-ピッチ審査)																									
	第1期 支援プログラム 活動レビュー・成果報告																									
第2期 (予定)	契約締結																									
	第2期 計画、キックオフイベント開催																									
	第2期 OIC開催(公募書類審査-ピッチ審査)																									
	第2期 支援プログラム																									
	活動レビュー・成果報告																									
第3期 (予定)	契約締結																									
	第3期 計画、国内企業のソーシング																									
	第3期 キックオフイベント開催																									
	第3期 OIC開催(公募書類審査-ピッチ審査)																									
	第3期 支援プログラム																									
	全3期全体レビュー・報告のまとめ																									
	報告書提出時期																									
第1期	インセプション・レポート																									
第1期	プロGRESS・レポート①																									
第2期以降(予定)	プロGRESS・レポート②																									
第2期以降(予定)	プロGRESS・レポート③																									
第3期	ファイナル・レポート																									

4. 業務の内容

第1期

- (1) TSUBASA2021 の検証を通じた TSUBASA モデルのアップグレード戦略作成
- ① TSUBASA2021 において採択された企業のフォローアップ調査を行い、サポートプログラムの成果に基づく事業展開の実現有無、サポートプログラム後に直面する課題等の把握を行う。また、同様に OIC へ参加したものの非採択となった企業や、既に TSUBASA を介さずに進出したスタートアップ企業についても、フォローアップ調査を実施し、現状把握を行う。
 - ② 発注者から示される TSUBASA2021 のファイナルレポートで纏められた教訓・課題に係る対処方針を含む、今次調査活動方針・計画を策定する。
 - ③ TSUBASA2021 にて試行的に取り組んだ TSUBASA パートナーの機能と役割について包括的な事後評価を行い、TSUBASA パートナーが有機的に貢献するための各種フォーマットの見直しを行う。
 - ④ 2022 年度より公開されている「グローバル・アジェンダ」「クラスター事業戦略」とのリンケージを含む、情報発信プラットフォーム（TSUBASA2021 では特設サイトを設置）の高度化を進める。
 - ⑤ TSUBASA 広報・営業ツールを作成する。¹³
- (2) 中南米・カリブ地域の開発課題に有効なポテンシャルソリューションを有するスタートアップ及びその他民間企業の効率的な発掘手法の検討と実践（OIC の企画・実施）

¹³ OIC のキックオフイベント時に調査団及び JICA が参加企業へ説明する際の資料・ツールや、PLUS 関連機関や内閣府等に TSUBASA の活動を紹介する際の広報資料・ツールを想定している。

- ① 日本国内のスタートアップ企業を取り巻く環境に関し、関連機関、ドナー、スタートアップ企業などへのヒアリングを通じ把握し、取りまとめる。特にTSUBASA2021で接点を持ったPLUS関連機関との再接続、また内閣府が主導する「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」に参画する地方都市との連携手法等を検討し、TSUBASA2021でアクセスの薄かった日本国内地方都市のエコシステムへのアプローチ構築を優先する。ターゲットとなり得る企業の把握、網掛けを効果的に行う為の広報・PRを実施する。
 - ② 今後中南米地域への関心を有する、もしくは活かせる技術を有する国内企業¹⁴を発掘するためのOICを企画する。¹⁵OIC企画の際には、中南米・カリブ地域への進出意欲が高まる手法（TSUBASA参加済み企業との連携など含む）についても検討する。また、イベント開催後の外部への動画公開を含む広報・PRを実施する。
- (3) 発掘した企業への伴走支援／モニタリング／マッチングプログラムへの参加サポートと、実証事業の実現に向けた継続支援
- ① サポートプログラムへの参加企業は上記(2)②にて採択する企業を対象とする。本調査では、IDB Labの助言も踏まえつつ、同プログラムへの参加企業へのサポート・支援を手厚く行い、実際の事業展開に必要なアクションプランを作成し、参加企業が直面する課題や悩みについてモニタリングし、その結果を取りまとめる。
 - ② 上記(3)①のプログラムを経たのち、IDB Labの助言も踏まえつつ、十分な事業展開計画を作成した参加企業は中南米・カリブ地域でのマッチングプログラムへ参加する（現地渡航有）。同マッチングプログラムにおいてはサポートプログラムを提供する機関と共に現地パートナーの選定、事業計画のブラッシュアップ等に取り組む。
 - ③ また、上記(3)②の成果を踏まえ、IDB Labの助言も得つつ、実証事業の実現に向けて必要な検討を継続支援する。
 - ④ 上記の全体プログラムの期間は、サポートプログラム参加開始後、6か月間を目途に計画する。
- (4) 一連の取組に係るTSUBASAモデルの検証及び中南米開発協力におけるイノベ

¹⁴ イノベティブなソリューションホルダーとして多くはスタートアップ企業を想定しているが、参加される企業のprofileに特別な制限を設ける予定はない為、ここでは国内企業と称している。

¹⁵ 第1期・第2期・第3期それぞれの契約期間内に各1回ずつ、合計3回のOICを実施する。3回のOICのうち、1・2回目はその企画コンセプトを調整する事でより多くの実績検証を行い、その教訓を3回目に反映する。

ーティブなソリューション活用の検討・提言

- ① 契約期間を通じて、JICA 中南米部や関連部門及び IDB Lab との定期的な意見交換を行うとともに、調査期間終盤に全体の振り返りを行い、将来に亘り中南米・カリブ地域と日本の中で双方のスタートアップ・エコシステムがつながり、一層共創が進む構造を検討する。特にスタートアップ連携を通じた開発インパクト創出までの行程における、JICA としての役割、体制について、当該調査を通じて得られた経験・課題・教訓を整理し取りまとめの上、JICA 内部及び外部関係機関へ提言する。
- ② JICA 内部においては、TSUBASA モデルの事業化有無を検討・提言する。その際、JICA 内の他スキームへの具体的繋ぎ込みについても、調査期間内において試行した結果を踏まえた教訓整理を行う。

第 2 期

第 1 期における調査を通じた教訓を踏まえ、第 2 期調査時に計画に反映できるものは反映し、ブラッシュアップを行うが、基本的には第 1 期と同様の業務を行う事を想定している。詳細は、第 1 期完了時点までに決定する。

第 3 期

第 2 期と同様。また、第 3 期終了時に、最終成果物として全 3 期間の調査を通じたファイナル・レポートをご提出頂く事で、全 3 期の総合的なレビューと、JICA への提言を行う事を想定している。

5. 業務実施体制¹⁶及び業務量

以下は、第 1 期(1 期分)の業務体制を記載している。第 2 期及び第 3 期についても、これに準じた業務体制/業務量を想定している。

配置を想定する業務従事者/グループ	求める業務内容	想定業務量
① 総括/SU ¹⁷ エコシステム強化	業務監理全般及び全調査報告書の取りまとめ、JICA への提言とりまとめ等	国内：40 人日、国外：(*)
② LAC-日本イノベーションネットワーク構築	中南米エコシステム連携調査及びサポートプログラム設計運営・連携統括	国内：53 人日、国外 0.0MM
③ LAC-日本イノベーションネットワーク構築	国内エコシステム連携管理及びスタートアップのコミュニティ化推進、並びに	国内：47 人日、国外 0.0MM

¹⁶ TSUBASA2021 の活動を踏まえて想定した体制を例示している。

¹⁷ スタートアップ(Start Up)を指す。

	OIC 設計運営・連携統括	
④ 事業評価・分析	調査報告書の作成	国内：40 人日、国外 0.0MM
⑤ プログラム運営・広報	OIC の企画・実施全般、広報業務	国内：220 人日、国外 0.0MM
⑥ 企業サポート	サポートプログラムの設計及び運営	国内：157 人日、国外 0.5MM

*国外業務については、サポートプログラムの一環として採択企業の現地調査への同行を想定。定額支給を想定。その範疇であれば、①～⑥の従事者のどの者が対応するかは意図をもって提案すること。

6. 成果物・業務提出物等

(1) 調査報告書

i) インセプション・レポート (IC/R)

記載事項：調査方針、調査方法、調査項目、調査内容、作業工程、要員計画等

提出時期：2022 年 11 月初旬

部 数：PDF データ 1 部をメールで提出

言 語：日本語

ii) プロGRESS・レポート① (P/R①)

記載事項：1 回目の OIC 及び前段の地方都市との連携手法を含めた国内企業の発掘手法、及びその後の伴走支援／モニタリング／マッチング／実証事業実現支援に関する評価・分析

提出時期：2023 年 8 月初旬

部 数：PDF データ 1 部をメールで提出

言 語：日本語

iii) プロGRESS・レポート② (P/R②)

記載事項：2 回目の OIC 及び前段の地方都市との連携手法を含めた国内企業の発掘手法、及びその後の伴走支援／モニタリング／マッチング／実証事業実現支援に関する評価・分析

提出時期：2024 年 3 月初旬

部 数：PDF データ 1 部をメールで提出

言 語：日本語

iv) ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)

記載事項：1-3 回目の一連の活動（3 回目はサポートプログラムの途中経過）を踏まえた、JICA への提言案ドラフト

提出時期：2025年3月初旬

部 数：Word 及び PDF データ各 1 部をメールで提出

言 語：日本語

v) ファイナル・レポート (F/R)

記載事項：全業務結果の評価・分析を通じた TSUBASA モデルの検証及び中南米開発協力におけるイノベティブなソリューション活用への最終提言。

様式：公開可能な報告書（エグゼクティブ・サマリー＋フルレポート①）及び、非公開のフルレポート②（企業情報やビジネス戦略を含み、またそれを踏まえた JICA と IDB Lab の対応などを含む）

提出時期：2025年9月初旬

部 数：ファイナル・レポート①及び②（和文・英文）：各 3 部

エグゼクティブ・サマリー（和文・英文）25 部

CD-R5 部（ファイナル・レポート①（和文・英文）、ファイナル・レポート②（和文・英文）、エグゼクティブ・サマリー）

報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン¹⁸」を参照すること。ファイナル・レポート以外の仕様は原則として簡易製本で作成することとし、ファイナル・レポートは製本及び CD-ROM で作成する。

（2）その他の提出書類

i) 面談録

記載事項：関係機関との面談を実施した際の議論の要旨。

提出時期：面談実施後一週間以内に、ワードファイル等でメールに添付し速やかに提出。提出方法：F/R 提出時は F/R に添付もしくは別添とする。

ii) 収集資料

調査時に収集した資料及びデータは項目別に整理しリストを付した上で提出すること。P/R①、P/R②、DF/R、F/R の提出時に同時に提出。

iii) 各種イベント開催関連資料

イベント開催に係る発表資料及び議事録、参加企業コンタクトデータ。

発表資料は、イベント開催 3 営業日前まで、議事録及び参加企業コンタクトデータはイベント開催後一週間以内に提出する。

¹⁸ <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>

(3) 提出先

物理的な提出物は、JICA 麹町本部中南米部 TSUBASA 事務局まで提出。データでの提出物は、JICA 中南米部 TSUBASA 窓口メールアドレス5r_tsubasa@jica.go.jpに提出。

(4) 報告書作成にあたっての留意点

各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。

報告書が特に分冊方式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。

先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。¹⁹その他、JICA が必要と認め、提出を求めたものについても提出すること。

7. 経費支払方法

前払い及び年度払いでの対応を想定。以下、支払い方法について記す。

(1) 前払い

会計細則第 30 条 (3) に基づき、受注者の求めに応じ、契約時以降に前払い保証書の提出を持って 12 か月ごとに 12 か月分の契約金額 40% を上限として支払う。

(2) 年度払い

各会計年度末(2023 年 3 月、2024 年 3 月、2025 年 3 月)に年度支払いを行う。IC/R、P/R①、P/R②、DF/R の各中間成果物提出と対象期間内に提出された業務完了届および経費精算報告書が JICA で行う検査に合格している事を支払条件とする。ただし、各年度払い後の支出総額は、契約金額を上限とする。また年度払いの要件は以下の通り。

1) 直接人件費：契約からの当該年度払い対象期間は以下のとおり。

- ① 年度払い 1:2022 年 10 月～2023 年 3 月 6 か月分
- ② 年度払い 2:2023 年 4 月～2024 年 3 月 12 か月分
- ③ 年度払い 3:2024 年 4 月～2025 年 3 月 12 か月分
- ④ 年度払い 4:2025 年 4 月～2025 年 9 月 6 か月分

2) 直接経費（直接人件費以外）：各年度払いの前月末までに要した経費を実費精算(証憑徴求)する。

¹⁹ F/R 以外の報告書を想定している。

8. 業務実施上の留意事項

(1) JICA 内の体制

JICA 内部では、中南米部とともに、民間事業連携や国内ステークホルダーとの連携を所掌する民間連携事業部・経済開発部・国内事業部・国内拠点や、イノベーションに関する知見を有する各課題部を関連部門と位置付け、TSUBASA プログラムに関する定期的な意見交換を行う。本件受注者は、これら JICA 内関連部門、並びに JICA のパートナーである IDB Lab に対して、6. (1) 調査報告書や各種協議を通じた、本調査の評価・分析及び提言を行う事が求められる。

(2) 本調査を通じた JICA への提言

具体的には、以下の内容が織り込まれる事が期待される。

- ・日本全国のイノベティブなソリューションホルダーの発掘手法、並びに、そうしたソリューションと「グローバル・アジェンダ」「クラスター事業戦略」を基盤とする開発課題とのリンケージに関する手法
- ・サポートプログラム参加企業への、伴走支援／モニタリング／マッチングプログラムや実証事業の実現に向けた継続支援の評価・分析と、TSUBASA パートナーや現地パートナーとのマッチング・コミュニケーションを含めた JICA としての伴走支援の在り方
- ・将来に亘り中南米・カリブ地域と日本の間で双方のスタートアップ・エコシステムがつながり、一層共創が進む構造の検討
- ・上記や JICA 内の他スキームも踏まえた、将来の事業化に関する提言

(3) 業務履行の確認プロセス

業務履行に当たっては、発注者と十分に協議することを基本とし、協議頻度は、最低月 1 回の実施を目標とする。また特に以下の段階においては、必ず発注者と打合せを行ったうえで、完了した業務内容とその後の業務方針について確認を得ることとする。

- ① インセプション・レポート（案）作成時
- ② プログレス・レポート①（案）作成時
- ③ プログレス・レポート②（案）作成時
- ④ ドラフト・ファイナル・レポート（案）作成時
- ⑤ ファイナル・レポート提出時

また、本業務の成果（協議資料などの中間的な成果を含む）について先方政府に提示する場合は、発注者に事前に説明・確認の上、その内容について了承を得るものとする。なお、当該説明・確認については、打合せによることを原則とする。また、打合簿を受注者にて作成し、監督職員が確認を行う。

(4) 新型コロナウイルス対策

本業務ではイベントを予定しているが、物理的開催にあたっては政府・地方自治体などの行政指導の基準を踏まえ、クラスター感染等が発生しないよう予防策を講じること。なお、状況によっては物理的開催を行わず、webセミナーやオンラインセミナー（ウェビナー）での代替を行うことも可能とする。各イベントの企画段階において、JICA に対し開催概要・企画の方針につき必ず確認を求めること。

(5) 広報・PR の狙い／イベント開催

中南米・カリブ地域の魅力やマーケットポテンシャルを、JICA の既存ネットワーク内外にいる国内企業に伝えて、当該地域に進出する可能性を有する企業との接点を設けるとともに、TSUBASA の活動を外部に周知する事で、関連するステークホルダーとの共創が進む関係構築を促す事を狙いとする。特に、昨年度の調査でリーチしきれなかった国内地方都市に所在する企業との接続を重視し、その為の各種ステークホルダーとの連携した効果的な広報・PR 活動を企画・実行する。また、当該調査期間内の各種のイベントにおいては、メディア等へ効果的かつ積極的に発信し、戦略的な広報に取り組む。開催方法や内容などは、国内での関心を喚起し、スタートアップの行動原理に則った形式を念頭に置く。

他方、JICA の公的な性格に鑑み、例えば、物理的イベント開催の検討にあたっては、会場の設備や規模、交通アクセスの検討の他、会場使用料を極力抑制するような工夫が求められる。また、広報メディアについても、上述の広報・PR の狙いを踏まえ、効果的かつリーズナブルな資金活用の検討が求められる。

(6) 現地パートナーとのマッチングプログラム

サポートプログラムにおいて一定程度の事業計画の立案レベルに到達した企業については、現地渡航も含めた、中南米・カリブ域内での現地パートナーとのマッチングプログラムへの参加を予定する。同プログラム参加企業に対する渡航経費支援を予定している。本調査の受注者は、これらプログラムへの同行やモニタリング実施に係るサポートを行える体制がある事が期待される。なお、現地調査にあたっての情報収集及び各種調整については現地傭人の活用等で対応することを想定している。

(7) 実証事業実現へ向けた継続的な支援

現地パートナーとのマッチングを踏まえ、実証事業実現に向けた継続支援を実施する。出口スキームとして IDB の日本信託基金の獲得を第一目標とし、その申請書作成支援を行う。申請にあたっては、IDB Lab の助言や後方支援が不可欠となる為、十分に連携する。その為、支援にあたってのプロセスと役割分担の明確化を JICA や IDB Lab と事前に協議し、合意したうえで進める。本業務の受注者は、当該プログラムの

準備段階から JICA や IDB Lab との協議に参加する事で十分な調整を行い、また、実施においては参加するスタートアップ企業の伴走とモニタリングを行い、参加するスタートアップ企業が成功裡にプログラムを完了するよう、サポートを行う事が期待される。必要性に応じて、JICA 民間連携事業の紹介や、国内投資家向け報告会、中南米・カリブ地域のスタートアップ・エコシステムへの接続等、考え得る他の支援スキームへの接続も行う。

(8) 情報発信プラットフォームと掲載内容

TSUBASA2021 の特設サイト(<https://tsubasa-jica.jp/>)のようなサイトを想定している。掲載内容は、JICA「グローバル・アジェンダ」「クラスター事業戦略」や、中南米・カリブ地域の市場環境、JICA 海外拠点が管理する SNS 情報、外部公開用の動画の掲載等を想定している。各掲載内容は、公開情報をもとにし、可能な限り発注者側のコンテンツ更新の作業負荷がかからない工夫が求められる。

(9) JICA からの便宜供与

現地調査において必要となる相手国政府機関や関係機関とのアポイントメントや会議設定は基本的に受注者が自律的に対応することを求める。ただし、受注者のみで対応困難な状況があれば、JICA からの便宜供与の可能性等について適宜相談の上、その後の対応方法について確認を行うこと。

なお、在京各国大使館については当該国への本邦企業進出を期待する協力者となる存在であることに鑑み、JICA から各種イベントへの参加等について在京各国大使館へ協力依頼する。

以上

プロポーザルの作成要領（案）

プロポーザルを作成するにあたっては、「第 2 業務仕様書（案）」ならびに本項別紙「評価表」に明記されている内容等をプロポーザルに十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. プロポーザルの構成と様式

プロポーザルの構成は以下のとおりです。

プロポーザルに係る様式については、以下のサイトを参考としてください。ただし、あくまで参考様式としますので、応募者独自の様式を用いても結構です。

プロポーザルのページ数については、評価表「プロポーザル作成にあたっての留意事項」のとおりです。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html>

(1) 社としての経験・能力等

1) 類似業務の経験

a) 類似業務の経験（一覧リスト）……………（参考：様式 1（その 1））

b) 類似業務の経験（個別）……………（参考：様式 1（その 2））

2) 資格・認証等……………（任意様式）

(2) 業務の実施方針等……………（任意様式）

1) 業務実施の基本方針（留意点）・方法

2) 業務実施体制（要員計画・バックアップ体制）

3) 業務実施スケジュール

(3) 業務総括者及び評価対象となる業務従事者の経験・能力

1) 業務総括者及び業務従事者の推薦理由……………（任意様式）

2) 業務総括者及び業務従事者の経験・能力等……………（参考：様式 2（その 1, 2））

3) 特記すべき類似業務の経験……………（参考：様式 2（その 3））

2. プロポーザル作成にあたっての留意事項

プロポーザルは別に定める「評価表」を参照し、評価項目、評価基準に対応する形で作成いただきますようお願いいたします。（評価項目、評価基準に対応する記述がない場合は、評価不可として該当項目の評価点は 0 点となりますのでご留意ください。）

3. その他

プロポーザルは可能な限り 1 つの PDF ファイルにまとめて、提出ください。

見積書作成及び支払について（案）

1. 見積書の作成について

経費の見積もりに当たっては、「第2 業務仕様書（案）」に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。見積書作成の上での留意点は以下のとおりです。

- (1) 可能な範囲で詳細な内訳をつけて見積書を作成してください。当該業務の実施において想定される経費の費目構成は、以下のとおりです。見積書の様式は任意としますが、これらの費目を網羅するようにしてください。なお、必要に応じ、項目の統合、削除、追加することも可能です。この場合、プロポーザルにもその旨記載ください。

① 業務の対価（報酬）

業務従事者ごとに人日単価を設定し、想定する人日を乗じ算出ください。報酬単価には管理的経費を含めて積算ください。

② 直接経費

当該業務の実施にあたって支出が想定される直接経費は、

- ア) 旅費
 - イ) オープンイノベーションチャレンジ（OIC）の企画・実施
 - ウ) サポートプログラム実施
 - エ) 特設サイト運営
 - オ) 通訳備上費
 - カ) 報告書作成費
- です。

各費用について、第1期(1期分)の費用を積算ください。

ア) 旅費

以下費用を定額計上ください。

採択企業の現地渡航費： ●●●●●●円（税抜き）

調査団の現地渡航同行費用： ●●●●●●円（税抜き）

イ) OICの企画・実施

OICの前段のキックオフイベントはオフライン及びオンラインでのハイブリッド方式での開催を想定しています。

また、キックオフイベント及びOICのイベント後に、公開用動画を制作します。OICについては、審査後に採択された各企業のピッチ及び審査員講評などを動画の内容とすることを想定しています。

これらに係る、広報・PR費、外部公開用動画制作費、イベント会場等使用料、機材借用費／必要備品購入費、キックオフイベント及びOIC運営費、キックオフイベントゲストスピーカー謝礼、OICゲスト審査員謝礼を計上ください。なお、企画や運営に係る人件費分は、可能な限り1)報酬の人月にて積算される事を想定しています。

広報・PRやイベント開催に係る留意事項について、第2 業務仕様書(案)をご参照下さい。

ウ) サポートプログラム実施

OIC後の広報・PR費(事後PR)、ネットワーキングイベントの会場等使用料や当日運営費、支援企業採択後の中南米・カリブ地域現地とのオンライン会議に係る通訳費、プレゼン資料の翻訳費を計上ください。

広報・PRやイベント開催に係る留意事項について、第2 業務仕様書(案)をご参照下さい。

エ) 特設サイト運営

特設サイトの記載内容に係る留意事項について、第2 業務仕様書(案)をご参照下さい。

オ) 通訳備上費

各サポートプログラムでの採択企業の現地渡航に係る通訳費を、2021年度でのTSUBASA調査での採択企業を含み、每期6社、2期分計12社(12箇所)の渡航支援として計上ください。

なお、通訳は英語-スペイン語、或いは英語-ポルトガル語の通訳で構いません。

カ) 報告書作成費

最終成果物であるファイナルレポートのみ製本し、残りの中間成果物はデータでの送付を前提としてください。

- (2) 消費税を計上してください。
- (3) 契約交渉順位一位となった応募者については、上記(1)で作成いただいた見積書及び内訳書に基づき契約交渉を行い、各業務に係る経費の契約金額および精算対象とする経費を決定します。契約交渉の際には、経費の妥当性を確認するため、より詳細な内訳や見積書の各金額の根拠資料も提出いただきます。
- (4) 契約交渉が成立した場合、上記契約交渉を踏まえた最終見積書を提出いただきます。最終見積書の形式については契約交渉時に決定します。

2. 支払について

- (1) 支払いは、前払い及び年度払いとします。詳細は、「第2 業務仕様書(案)」の規定をご確認ください。
- (2) 受注者には、各年度の業務完了後、発注者に対し業務完了届および経費精算報告書を提出いただきます。業務の完了や成果物等の検査に合格し、精算金額の確定を受けた後、発注者は受注者からの請求に基づき、支払います。詳細は添付の契約書(案)を参照ください。

3. 見積上限額

第1期目の予算上限は以下の通りですので、上限内で見積りを作成ください。

●●●●●●●●円(税込)

第2期目、第3期目は契約時に予算上限を確認します。

4. その他留意事項

- (1) 精算手続きに必要な「証拠書類」とは、「その取引の正当性を立証するに足りる書類」を示し、領収書又はそれに代わるものです。証拠書類には、①日付、②宛名(支払者)、③領収書発行者(支払先)、④受領印又は受領者サイン、⑤支出内容が明記されていなければなりません。
- (2) 受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加する場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。受注者は、このような事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。
- (3) 謝金の支払いを実施していただく際、支払相手方が個人の場合には、原則として源泉徴収の手続きを実施していただく必要があります。業務内容によっては、旅費・交通費についても源泉徴収の対象となります。謝金の支払いについての詳細は、以下 URL をご確認ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/pdf/mynumber_hoshu.pdf

以上